

大阪府「府域における均衡ある障がい者スポーツ支援体制等のあり方検討部会」最終報告 (平成 30 年 12 月 3 日) «概要版»

1. 検討の背景・目的

- 稲スポーツセンター廃止方針の撤回や指定管理優先候補者の変更により利用者に不安や混乱を生じさせた反省に立ち、この検討により、稲スポーツセンターが、府域の障がいのある方々やこれら施設を利用する障がいのある方々にとって、より良い施設とすること等をめざす。
- このため、府域における均衡ある障がい者スポーツ支援体制の確保等の観点から、府としての障がい者スポーツ 施策の方向性を明らかにした上で、稲スポーツセンターの施設機能のあり方と併せて、施設運営者が変更される場合も利用環境の継続性を確保できる手法を検討。

2. スケジュール ※部会は、検討終了後、解散。

H30 年度 (検討部会)				H31 年度	H32 年度
第 1 回 5 月 18 日	第 2 回 7 月 3 日	第 3 回 9 月 5 日	第 4 回 11 月 27 日		
○方向性と進め方等の確認 ○利用環境の継続性の確保についての検討	○前回の論点整理 ○広域的拠点性の確保についての検討	○前回の論点整理 ○中間報告	○最終報告	施設運営者の選定	新たな施設運営者による運営開始

3. 部会委員

氏名	所属・職名等	選定理由	備考
相原 正道	大阪経済大学人間科学部 教授	スポーツマーケティングに係る学識者。	
上野山 達哉	大阪府立大学大学院経済学研究科 准教授	経営に係る学識者。	
黒田 隆之	桃山学院大学社会学部 准教授	障がい者福祉に係る学識者。	部会長
鈴木 京子	国際障害者交流センタービッグ・アイ アーツ・エグゼクティブ・プロデューサー	障がい者文化芸術に係る専門家。	
花岡 伸和	日本パラ陸上競技連盟副理事長	アテネ・ロンドンパラリンピック車いすマラソン代表。	
水原 和弘	稲スポーツセンターを守る会副代表	利用者代表	

4. 中間報告の概要 (今後の取組の方向性)

■府としての障がい者スポーツ等の施策の方向性について

- 府は、広域的・専門的な立場から、中核拠点施設を運営し、障がい者スポーツの競技力の向上と裾野拡大等を図っていく必要がある。
- 地域の関係機関との連携については、ファインプラザ大阪だけでは府域全てをカバーできない面もあり、府立稲スポーツセンターにおいても、同施設が果たしてきた役割や機能を維持しながら、広域拠点性を確保していくことが必要。
- これらにより、障がい者スポーツに係る府立施設等が相互連携しながら、府内の障がい者スポーツ振興を図り、府域の障がい者やこれら施設を利用する障がい者にとって、より良い環境・施設とすることをめざす。
- 障がい者文化芸術についても、ビッグ・アイを中核拠点とした施策の展開のほか、府立稲スポーツセンターとビッグ・アイとの連携強化等を図っていくことが必要。

① 利用環境の継続性の確保

○利用者の声や利用状況を「教室・プログラム」等に反映させる仕組み、「教室・プログラム」等の変更の際の利用者対応のあり方

➤利用者の声の把握・「教室・プログラム」等のP D C Aサイクル

- ・「アンケート」を年間を通じて適宜、すべての「教室・プログラム」で実施。
- ・アンケート結果や利用状況等を必要に応じ、「教室・プログラム」等に反映。
※激変（急な廃止・新設等）は避ける。スポーツ教室と文化教室の割合維持や新規利用者が利用しやすい環境確保にも留意。
- ・必要に応じ、「ファインプラザ大阪」・「ビッグ・アイ」等から助言を得る。

➤「教室・プログラム」や「講師」の変更時等における利用者への対応

- ・「教室・プログラム」の内容等の変更：現在と同様に「利用者説明会」により対応。
- ・講師の交代：交代の2～3回前から、現・新の講師が同時対応（困難なら「利用者説明会」対応へ）。
- ・頻繁に交代する講師と長期的に関わる講師を併存させる手法の導入の検討。 など

○施設運営者が変更される場合の「教室・プログラム」やその講師との関係等を継続する手法のあり方

➤指定管理者による運営等

- ・これまでの運営に係る評価等を踏まえ、今後も指定管理者による運営を継続。
- ・指定管理者の創意工夫がさらに活かされることで、稲スポーツセンターが、利用者である障がいのある方々にとって、より良い施設となるよう、利用料金制の導入を検討。

➤「教室・プログラム」や「講師」の継続性の確保

- ・「教室・プログラム」：今後も引続き、指定管理者公募要項等に継続性について明記。P D C Aサイクルの導入・実施についても併記。
- ・「講師」：書面による取交わしや、登録等の対応を導入。 など
※指定管理者の変更の際に、講師として継続協力することを書面に明示する等の対応も実施（困難なら「利用者説明会」対応へ）。

② 広域的拠点性の確保

○府立支援学校等に対する支援および連携（障がい者スポーツ指導員等の活用など）のあり方

➤稲スポーツセンターにおける地域活動支援の展開

- ・主に平日に稲スポーツセンター職員や障がい者スポーツ指導員の派遣等の支援を実施。
- ・選手レベルの稲スポーツセンター利用者が、ボランティア指導員として活躍できる手法も具体化させていく。

○ファインプラザ大阪、ビッグ・アイ等との連携のあり方

- ・稲スポーツセンターでの「卓球大会」「活動展・発表会」「コンサート」について、ファインプラザ大阪やビッグ・アイでも幅広くPRするほか、これら拠点施設の相談支援機能を活用。
- ・「P D C A」に基づく検討や、教室・プログラムの運営に関し、ファインプラザ大阪、ビッグ・アイ等の助言等を得る。
- ・将来的には、稲スポーツセンターがファインプラザ大阪やビッグ・アイのような拠点施設としての機能を発揮していくことをめざす。

○社会福祉施設としての位置付け

- ・稲スポーツセンターが社会福祉施設と同様の機能を発揮している実態を踏まえ、ファインプラザ大阪のように社会福祉施設としての位置付けを明確にすることなどを検討。